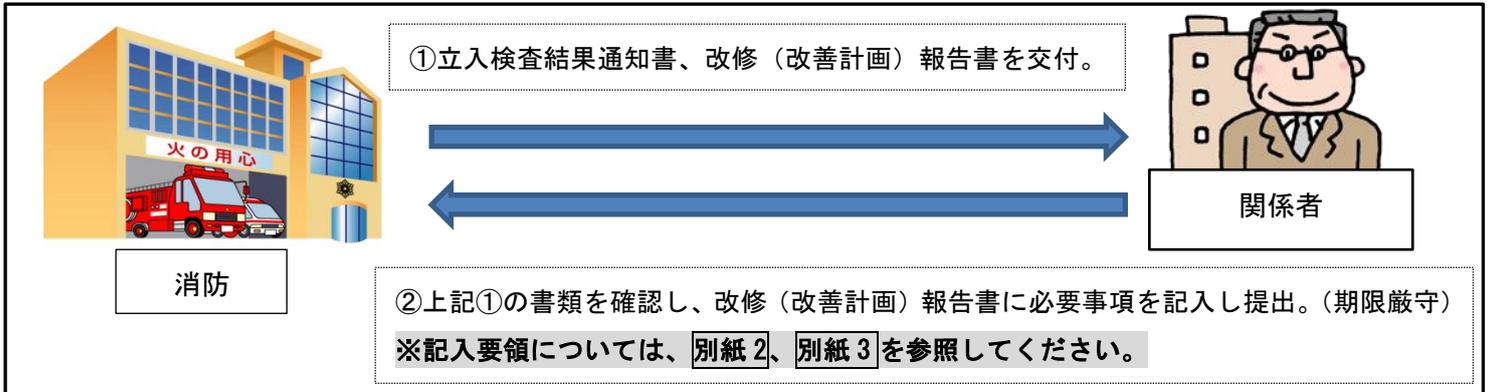


防火対象物（建物等）の改修（改善）について

立入検査の実施後に、消防から関係者（所有者、占有者等）へ「立入検査結果通知書」と「改修（改善計画）報告書」が交付されます。関係者は、期限内に改修（改善計画）報告書を提出し、指摘事項の早期改修、改善に努めてください。また、今後の是正に向けた違反処理の流れを別紙1に記載していますので御参照ください。

改修（改善計画）報告書 提出の流れ



～ 関係者からよくある ご質問 Q&A ～

Q1. 防火管理者の資格を取るにはどうしたらいいですか？

A. （一社）沖縄県消防設備協会が主催する「防火・防災管理講習」（有料）を2日間受講してください。詳細は、当協会のホームページを確認して頂くか、当協会へ直接お問い合わせください。

※（一社）沖縄県消防設備協会 住所：那覇市泊 3-1-26 TEL：098-943-5574

Q2. 消防用設備等の点検・改修、又は新設したいので消防設備業者を紹介してください。

A. 当消防本部にて紹介は行っておりません。（一社）沖縄県消防設備協会のホームページ上の「表示会員登録名簿」を参照して頂くか、当協会に直接お問い合わせください。

※（一社）沖縄県消防設備協会 住所：那覇市泊 3-1-26 TEL：098-943-5574

Q3. 防災物品（カーテン、絨毯等）とは、どのようなものですか？

A. 燃えにくい素材でできており、消防法で定められた基準を満たしたもので、ラベル（※右図参照）が付されています。

※自社の基準で防災性と謳っている商品もありますので、間違えないようにしてください。

※

消防庁登録者番号

防 災
登録確認機関名

Q4. **資金がないので消防用設備等の設置・改修ができません。どうしたらいいですか？**

A. **資金難を理由に未設置・未改修でよいとはなりません。（過去の裁判において判例有り）施設利用者、付近住民の安全を第一に考え必ず改修してください。**

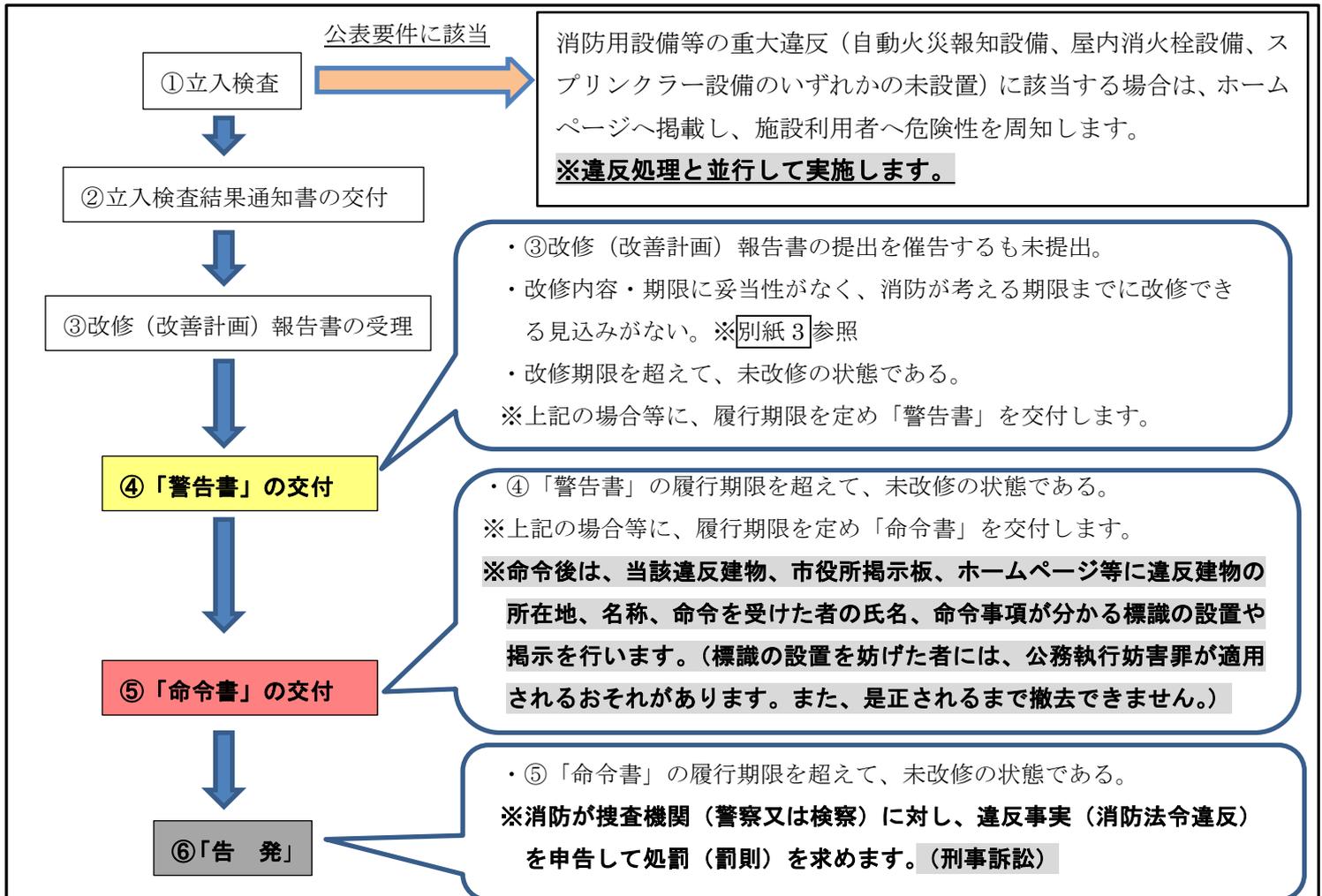
国からの通知で、「消防用設備等の設置に係る金融上の措置について」情報提供がありました。融資に関する詳細は、下記の金融機関へご確認ください。

※ 沖縄振興開発金融公庫（本店） 住所：那覇市おもろまち 1-2-26 TEL：098-941-1785

防火対象物（建物等）の違反処理について

消防の予防業務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、被害を軽減することを主な目的としています。目的を果たすために消防法第4条において「立入検査」を実施できる権限が定められており、正当な理由がなく、これを拒否した場合は罰則の適用となります。また、立入検査において消防法令違反を覚知した場合は、関係者に通知し自発的な是正を促しますが、是正が見られない場合は、違反の程度、危険性を勘案して「警告」、「命令」、「告発」等を発動し、迅速かつ効果的な違反処理を行います。

違反処理と公表の流れ



【罰則】（例）

- ・ 消防法第8条第3項違反（防火管理者未選任）：消防法第42条（6ヵ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- ・ 消防法第8条第4項違反（防火管理業務の不適正）：消防法第41条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）
- ・ 消防法第17条の4違反（消防設備等の未設置）：消防法第41条（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

Q. 罰則（罰金、懲役）を受けたから是正をしなくてもいいですか？

- A. ⑥「告発」によって処罰された後、依然として⑤「命令書」の事項を是正していない場合は、再度、同一の命令を行い、それでも是正されない場合は、再度告発となり、是正されるまでこれを繰り返します。

記入例

届出日を記載してください。

様式第3号（第14条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

改修（改善計画）報告書

糸満市消防長 宛

届出者の氏名・住所（所在地）を記載し、押印します。（法人の場合は、会社名、役所名も記載し、代表者印又は会社印を押印。）

名 称 〇〇株式会社
所在地 糸満市字大里 962
代表者 代表取締役 消防 太郎 印

令和〇〇年〇〇日付、糸消予第〇〇〇号の立入検査結果通知書に基づく指摘事項の改修（改善計画）について、次のとおり報告致します。

所在地：糸満市字大里 962 番地

名 称：糸消ビル

No.	指摘事項	改修（改善計画）の内容	改修等完了予定日
1	有資格者の中から防火管理者を選任し、「防火管理選任（解任）届出書」を正副2部提出すること。	糸消ビル職員に〇月〇日の「防火管理者新規講習」を受講させ、選任し提出します。	令和〇年〇月〇日
2	消防用設備等の点検を毎年実施し、その結果を1年に1回消防へ報告すること。なお、点検結果にて不備が確認できた場合は、速やかに改修すること。	〇〇設備会社に依頼済み。以後、毎年実施し報告します。	令和〇年〇月〇日
3	避難経路の幅員を確保すること。2階部分の階段に棚と物が置かれており、避難に支障が見られます。撤去してください。	物は即日撤去済み。棚においては、右記の期日までに業者を手配し撤去します。	令和〇年〇月〇日
4	自動火災報知設備の未設置。早急に設置してください。（公表制度対象）	〇〇設備会社に依頼済み。現在見積もり中で、右記の期間までに設置予定。変更等があれば連絡します。	令和〇年〇月〇日

「改修（改善計画）の内容」の欄には、左記の「指摘事項」に対し、消防が、改修計画の内容を把握できるよう具体的に記入してください。

※改修期間については、国からの通知によりある程度の目安が設定されています。最短で改修できるように計画してください。（別紙3を参照のうえ記入してください。）

改修期間の目安表

	改修（是正）等の概要	妥当と思われる改修（是正）期間
1	防火管理者の選任・届出	直近の防火管理講習から2週間以内 (※有資格者がいる場合は、通知日から2週間以内)
2	消防計画の作成・届出	直近の防火管理講習から1ヵ月以内 (※有資格者がいる場合は、通知日から1ヵ月以内)
3	消防訓練の実施・届出	通知日から1ヶ月以内
4	防火対象物点検・報告	通知日から2ヵ月以内
5	消防設備等点検・報告	通知日から2ヵ月以内
6	既存消防設備等の改修	消防設備等の故障を確認した日から2ヵ月以内 (※建物の階又は過半にわたり機能しない場合等は即時) (例) 自動火災報知設備の受信機の故障、消火設備のポンプの故障等
7	避難経路の物件撤去	通知日から2週間以内 (※避難に重大な支障がある場合は即時)
8	避難口の扉の開放障害等	通知日から1ヵ月以内 (※他に避難経路がない場合は即時)
9	防火戸の閉鎖障害等	通知日から1ヵ月以内 (※階段室等の避難上重要な箇所については即時)
10	防災物品の使用	通知日から1ヵ月以内
11	消火器の設置	通知日から1ヶ月以内
12	避難器具の設置	通知日から2ヵ月以内
13	誘導灯の設置	通知日から2ヵ月以内

	重大な消防用設備等の設置	見積もり日数 ※通知日から	着工届から設置届までの日数 ※()内は、見積もり日数を含む妥当な改修期間
1	自動火災報知設備	(例1) ⇒ 30日 (例2) ⇒ 30日 (例3) ⇒ 40日	2ヵ月 (3ヵ月) 3.ヵ月 (4ヵ月) 5ヵ月 (6ヵ月と10日)
2	屋内消火栓設備	(例1) ⇒ 30日 (例2) ⇒ 30日 (例3) ⇒ 40日	2ヵ月 (3ヵ月) 3ヵ月 (4ヵ月) 4ヵ月 (5ヵ月と10日)
3	スプリンクラー設備	(例1) ⇒ 30日 (例2) ⇒ 30日 (例3) ⇒ 40日	4ヵ月 (5ヵ月) 5ヵ月 (6ヵ月) 8ヵ月 (9ヵ月と10日)
<p>(例1) RC造、地上3階地下1階、延面積500㎡の既存雑居ビルに消防用設備等を新設する場合。</p> <p>(例2) RC造、地上5階地下1階、延面積1,000㎡の既存雑居ビルに消防用設備等を新設する場合。</p> <p>(例3) RC造、地上10階地下1階、延面積3,000㎡の既存雑居ビルに消防用設備等を新設する場合。</p>			